

令和5年(2023年)6月紀北町議会定例会会議録

第1号

招集年月日 令和5年6月6日(火)

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 令和5年6月6日(火)

出席議員

1番	脇 昭 博	2番	宮 地 忍
4番	大 西 瑞 香	5番	原 隆 伸
6番	東 篤 布	7番	奥 村 仁
8番	樋 口 泰 生	9番	太 田 哲 生
10番	瀧 本 攻	11番	近 澤 チヅル
12番	入 江 康 仁	13番	家 崎 仁 行
14番	平 野 隆 久		

欠席議員

3番 岡 村 哲 雄

地方自治法第 121 条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾 上 壽 一	副 町 長	中 場 幹
会 計 管 理 者	宮 本 忠 宜	総 務 課 長	水 谷 法 夫
財 政 課 長	上ノ坊 健 二	危機管理課長	長 井 裕 悟
企 画 課 長	上 村 毅	税 務 課 長	玉 津 裕 一
住 民 課 長	世 古 基 樹	福祉保健課長	直 江 和 哉
老人ホーム 赤羽寮長	東 雅 人	環境管理課長	垣 内 洋 人
農林水産課長	高 芝 健 司	商工観光課長	岩 見 建 志
建 設 課 長	井 土 誠	水 道 課 長	家 倉 義 光
海山総合支所長	玉 本 真 也	教 育 長	中 井 克 佳
学校教育課長	直 江 仁	生涯学習課長	直 江 憲 樹
監 査 委 員	加 藤 克 英		

職務の為出席者

議会事務局長	上 野 隆 志	書 記	宮 原 優
書 記	源 口 晴 子	書 記	佐々木 猛

提 出 議 案 別紙のとおり

会議録署名議員

13番 家 崎 仁 行 14番 平 野 隆 久

議事の顛末 次のとおり記載する。

(午前 9時 30分)

入江康仁議長

皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから令和5年6月紀北町議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名であり、定足数に達しております。

なお、3番 岡村哲雄議員から、所用のため欠席との連絡を受けておりますのでご報告申し上げます。

会期日程並びに議事日程につきましては、お手元に配付したとおりであります。

また、今期定例会において、議会放送番組収録のためZTV等による撮影を許可することにいたします。

それでは、会期日程並びに議事日程を議会事務局長に朗読させます。

上野議会事務局長。

上野隆志事務局長

おはようございます。

それでは、会期日程並びに議事日程を朗読させていただきます。

令和5年6月紀北町議会定例会会期日程表

第1日、6月6日、火曜日、9時30分、本会議、開会。議案上程、説明、質疑、委員会付託。

第2日、6月7日、水曜日、休会。常任委員会予定日。

第3日、6月8日、木曜日、休会。常任委員会予定日。

第4日、6月9日、金曜日、休会。常任委員会予備日。

第5日、6月10日、土曜日、休会。休日。

第6日、6月11日、日曜日、休会。休日。

第7日、6月12日、月曜日、休会。常任委員会予備日。

第8日、6月13日、火曜日、9時30分、本会議。一般質問。

第9日、6月14日、水曜日、9時30分、本会議。一般質問。

第10日、6月15日、木曜日、休会。予備日。

第11日、6月16日、金曜日、9時30分、本会議、委員長報告、質疑、討論、採決、閉会でございます。

次に、議事日程を朗読させていただきます。

令和5年6月紀北町議会定例会議事日程（第1号）

令和5年6月6日（火曜日）9時30分開議

- | | |
|------|-------------------------------------|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 第2 | 会期の決定 |
| 第3 | 諸般の報告 |
| 第4 | 行政報告 |
| 第5 | 議案第25号 紀北町印鑑条例の一部を改正する条例 |
| 第6 | 議案第26号 紀北町税条例の一部を改正する条例 |
| 第7 | 議案第27号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例 |
| 第8 | 議案第28号 矢口漁港海岸保全施設整備事業の委託事業契約の締結について |
| 第9 | 議案第29号 令和5年度紀北町一般会計補正予算（第2号） |
| 第10 | 報告第1号 令和4年度紀北町一般会計繰越明許費繰越計算書について |

以上でございます。

入江康仁議長

それでは、これより日程に従い議事に入ります。

日程第1

入江康仁議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に、

13番 家崎仁行議員

14番 平野隆久議員

のご両名をご指名いたします。

日程第2

入江康仁議長

次に、日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日6月6日から6月16日までの11日間といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日6月6日から6月16日までの11日間とすることに決定いたしました。

日程第3

入江康仁議長

次に、日程第3 諸般の報告を行います。

去る5月30日に議会運営委員会が開催され、6月定例会に係る運営等について協議が行われました。その確認事項についてご報告申し上げます。

まず、付議事件であります。

本定例会に提出され、受理した案件は、条例改正及び補正予算等の議案が5件、報告案件が1件の計6件となっております。

なお、陳情1件を受理しておりますが、町外からのものであるため、議員の棚に配付しております。

次に、一般質問についてであります。5月23日から29日までの提出期間内に、7人の議

員から通告書が提出されました。日程については、13日火曜日に4人、14日水曜日に3人ということで、2日間で運営をさせていただきたいと考えております。

次に、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査について、普通会計及び水道事業会計の令和5年度4月分及び普通会計の令和4年度4月分について、同条第3項の規定により監査委員から報告を受けております。報告書は議員控室に保管してありますのでご覧ください。

次に、一部事務組合等議会の開催であります。

三重紀北消防組合議会は6月29日木曜日午前10時から、紀北広域連合議会は同日午後1時30分から、それぞれ開催の予定であります。組合議会等議員におきましては出席くださるようお願い申し上げます。

次に、地方自治法第121条の規定により、提出案件等の説明のためあらかじめ出席を求めましたところ、尾上町長はじめ、中井教育長、加藤監査委員、その他関係課長等の出席がありましたのでご報告申し上げます。

次に、慶弔関係であります。元紀北町議会議員の中村吉之氏が3月13日にご逝去されました。中村氏におかれましては、昭和62年の選挙で紀伊長島町議会議員に初当選し、平成18年11月30日までの間、4期、15年6か月にわたり、町議会議員として町の発展に多大なご尽力を賜りましたことに感謝申し上げますとともに、心からご冥福をお祈りいたします。

次に、常任委員会の開催についてであります。

7日と8日の2日間で常任委員会の開催を予定しております。開催日については、委員長において調整をしていただき、本日の会議の終わりに報告させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4

入江康仁議長

次に、日程第4 行政報告について、町長から申し出がありましたので、許可することといたします。

尾上町長。

尾上壽一町長

皆様、おはようございます。

本日は、定例会の開催要請をさせていただきましたところ、ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

早速ではございますが、本議会定例会に当たりまして、1件の行政報告をさせていただきます。

令和4年度会計別決算の状況についてでございます。

お手元に配付いたしました資料をご覧ください。

このたび、令和4年度における各会計別の決算額及び繰越額が確定いたしましたのでご報告を申し上げます。

一般会計につきましては、歳入決算額が112億1,813万5,977円、歳出決算額が105億7,075万7,087円、差引き6億4,737万8,890円が繰越額となり、このうち繰越明許費により翌年度へ繰り越すべき財源3,311万568円を差し引いた実質収支は6億1,426万8,322円となりました。

特別会計につきましては、国民健康保険事業特別会計の繰越額が3,009万6,401円、介護サービス事業特別会計の繰越額は928万1,281円、後期高齢者医療特別会計の繰越額は4,057万6,764円となりました。

水道事業会計につきましては、収益的収支の収入支出差引額が623万4,002円で、このうち消費税相当額の496万1,875円を差し引いた純利益は127万2,127円となりました。資本的収支では、収入支出差引額が1億1,500万418円の不足となりましたが、この不足分を損益勘定留保資金等で補てんをいたしました。

以上1件をご報告いたしまして、6月定例会に当たりましての行政報告とさせていただきます。

入江康仁議長

以上で行政報告を終わります。

入江康仁議長

お諮りします。

日程第5 議案第25号から日程第9 議案第29号までの5件については、提案者から提案理由並びに内容説明を求めるため、一括して説明を求めることにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

異議なしと認めます。

したがって、議案5件については、一括して提案理由並びに内容説明を求めることに決定いたしました。

それでは、最初に提案者から一括して提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、本日、本議会定例会に上程をいたしました各議案の提案理由につきましてご説明を申し上げます。

議案第25号 紀北町印鑑条例の一部を改正する条例であります。電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第26号 紀北町税条例の一部を改正する条例であります。地方税法等の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第27号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例であります。健康保険法施行令の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第28号 矢口漁港海岸保全施設整備事業の委託事業契約の締結についてであります。矢口漁港海岸保全施設整備事業につきまして、漁港海岸工事に豊富な知識と経験を持った三重県に工事を委託することから、三重県と委託事業契約を締結するに当たり、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第29号 令和5年度紀北町一般会計補正予算(第2号)であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億216万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それ

ぞれ110億1,040万6,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

以上、5件の議案につきまして提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当課に説明をいたさせます。

何卒、慎重審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

入江康仁議長

続いて、各議案の内容説明を求めます。

まず議案第25号の説明を求めます。

世古住民課長。

世古基樹住民課長

議案第25号 紀北町印鑑条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明させていただきます。

議案書1ページをご覧ください。

議案第25号 紀北町印鑑条例の一部を改正する条例

紀北町印鑑条例（平成17年紀北町条例第16号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年6月6日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたためでございます。

2ページをお願いいたします。2ページは、改正文でございます。

3ページをお願いいたします。こちらは新旧対照表でございます。こちらの新旧対照表にて説明させていただきます。左側が改正条文となります。

この度の改正内容でございますが、マイナンバーカードの利便性向上のための国の法令改正等に伴うものでございます。現在、コンビニエンスストアなどでマイナンバーカードを利用し、印鑑証明書の発行ができておりますが、今回の改正により、マイナンバーカードを所持している方はスマートフォンなどの移動端末設備へ電子証明書を搭載すれば、コンビニエンスストアなどでスマートフォンなどの移動端末設備により印鑑証明書が発行できるようになります。

2ページの改正文をお願いいたします。

中段、附則のとおり、規則で定める日から施行するものでございますが、現在、国、業者

がコンビニエンスストアなどに設置してある端末機の整備を行っており、整備が完了次第、規則で定めようとするものでございます。

以上で議案第25号の内容説明を終わらせていただきます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

入江康仁議長

次に、議案第26号の説明を求めます。

玉津税務課長。

玉津裕一税務課長

おはようございます。

それでは、議案第26号についてご説明いたします。

議案書4ページをご覧ください。

議案第26号 紀北町税条例の一部を改正する条例

紀北町税条例（平成17年紀北町条例第70号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年6月6日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由でございますが、地方税法等の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたためでございます。

最初に、改正の経緯、概要等を説明いたします。

本改正は、地方税法等の一部を改正する法律が令和5年3月28日に国会において可決成立し、3月31日に公布されたことに伴いまして、紀北町税条例を改正する必要性が生じたことから、本議会に議案として上程するものでございます。

また、本条例の主な改正点でございますが、令和6年から導入される森林環境税に伴いまして、個人の町民税及び県民税に併せて国税であります森林環境税を、賦課、徴収する規定などを盛り込んだ一部改正となっております。

それでは、改正内容につきましては新旧対照表に沿ってご説明いたします。

8ページをお願いいたします。

紀北町税条例の一部を改正する条例、新旧対照表です。左側が新、右側が旧でございます。一番上の、第34条の9、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除、第2項につきましては令和6年から導入される森林環境税に伴う改正でございます。

次は、8ページから9ページにわたります。

第36条の3の2、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書、第2項につきましては法規定の新設に合わせた本条例の新設、第3項から第6項につきましては項ずれを改めるものでございます。

次は、9ページから14ページにわたります。

それでは、順を追って申し上げます。

第38条、個人の町民税の徴収の方法等、第41条、個人の町民税の納税通知書、10ページの第44条、給与所得に係る個人の町民税の特別徴収、12ページの第47条、給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ、第47条の2、公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収、最終13ページ、14ページの第47条の6、年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れにつきましては、主に森林環境税の導入に伴う改正でございます。

次の、第82条、種別割の税率につきましては、上位法令の改正に伴う規定の整備でございます。

15ページをご覧ください。

附則第15条の2、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例、第4項及び附則第16条の2、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例、第3項はいずれも法律改正に伴う規定の整備でございます。

お手数ですが、6ページへお戻りください。

最後に、附則についてご説明いたします。

第1条、施行期日ですが、この条例は令和5年7月1日から施行いたします。ただし、第34条の9第2項など森林環境税の関係が令和6年1月1日、第36条の3の2などは令和7年1月1日から施行いたします。

7ページをお願いいたします。

第2条につきましては町民税に関する経過措置、第3条が軽自動車税に関する経過措置でございます。

説明は以上でございます。

ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

入江康仁議長

次に、議案第27号の説明を求めます。

世古住民課長。

世古基樹住民課長

それでは、議案第27号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明させていただきます。

議案書16ページをご覧ください。

議案第27号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例

紀北町国民健康保険条例（平成17年紀北町条例第103号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年6月6日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

健康保険法施行令の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要があるためでございます。

この度の改正内容でございますが、主な内容といたしましては国民健康保険料の軽減措置の拡充と国民健康保険料の賦課限度額の見直しでございます。

まず、国民健康保険料の軽減措置の拡充についてでございますが、17ページをお願いいたします。17ページは改正文でございます。

18ページをお願いいたします。こちらは新旧対照表となります。こちらの新旧対照表にて説明させていただきます。左側が改正条文となります。

中段、第34条についてですが、内容につきましては、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について、5割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を28万5,000円から29万円に変更するとともに、2割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を52万円から53万5,000円に変更するものでございます。

なお、国民健康保険料の算定につきましては、紀北町では4方式を取っておりまして、所得割、資産割、均等割、平等割の合計により各世帯の保険料を決定しております。その保険料の算定において、均等割・平等割に対し所得に応じて7割・5割・2割の軽減をしており、今回の改正は、軽減措置のうち5割軽減と2割軽減に対する措置であります。

17ページをお願いいたします。

中段、附則第2項のとおり、公布の日から施行し、本年4月1日から適用するものでございます。

続きまして、国民健康保険料賦課限度額の見直しについてでございますが、18ページ、19ページをお願いいたします。

こちらの新旧対照表にて説明させていただきます。左側が改正条文となります。

18ページ第22条の12及び19ページ第34条第5項についてでございますが、内容につきまし

では、保険料のうち後期高齢者支援金等賦課額に係る賦課限度額を20万円から22万円に引き上げるものでございます。なお、基礎賦課額に係る賦課限度額は65万円、介護納付金賦課額に係る賦課限度額は17万円のまま変更なしでございます。

17ページの改正文をお願いいたします。

賦課限度額の改正につきましては、当町のこれまでの改正経緯や周知期間を考慮いたしまして、施行年月日につきましては附則第1項のただし書きのとおり、1年後の令和6年4月1日からの施行としております。附則第3項におきましても、先ほどと同様に、保険料における賦課限度額の経過措置につきましては、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分までの保険料については従前の例によるとしております。

続きまして、19ページの新旧対照表をお願いいたします。

第40条の2、特例対象被保険者等に係る届出におきまして、国民健康保険被保険者の資格を得るときには雇用保険受給者資格者証の提示が必要であります。今回の改正では雇用保険受給資格通知の提示でも可能になるというものでございます。

17ページの改正文をお願いいたします。

附則第1項のとおり公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第27号についての内容説明を終わらせていただきます。

ご審議の程よろしくをお願いいたします。

入江康仁議長

次に、議案第28号の説明を求めます。

高芝農林水産課長。

高芝健司農林水産課長

それでは、議案第28号につきましてご説明申し上げます。

議案書の20ページをお願いいたします。

議案第28号 矢口漁港海岸保全施設整備事業の委託事業契約の締結について

次のとおり委託事業契約を締結したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 矢口漁港海岸保全施設整備事業(令和5年度分)
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約の金額 9,012万5,000円
- 4 契約の相手方 三重県津市広明町13番地

三重県

三重県知事 一見勝之

令和5年6月6日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

矢口漁港海岸保全施設整備事業について、漁港海岸工事に豊富な知識と経験を持った三重県に工事を委託することから、三重県と委託事業契約を締結するに当たり、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決が必要なためでございます。

それでは、内容についてご説明させていただきます。

今回提案の委託事業契約につきましては、令和5年度当初予算に係る国からの農山漁村地域整備交付金の配分等に基づく事業費に、町単事業分を加えた金額をもって三重県に事業委託いたしたく、今回委託事業契約を締結するに当たり、議会の議決をお願いするものでございます。

それでは、資料の説明をさせていただきます。

議案書21ページの資料1をお願いいたします。

資料1につきましては、令和5年度分の矢口漁港海岸保全施設整備事業の契約額、事務費を除く事業費の概要、施行期間でございます。上の表は、令和5年度における矢口漁港海岸保全施設整備事業の三重県に委託する契約額の内訳でございます。契約額につきましては、事業費が8,750万円、事務費が262万5,000円の、合わせて9,012万5,000円でございます。

続きまして、下の表の事業費概要でございます。この表は、契約額から事務費を除いた事業費で、三重県との委託契約に係る部分で、令和5年度の現時点の事業の予定でございます。令和5年度分の矢口漁港海岸につきましては、交付金事業、町単事業の2つの事業で実施いたします。まず、交付金とありますものは、農山漁村地域整備交付金に係るもので、工事内容は堤防工1式の8,000万円でございます。次に町単事業とありますものは合併特例債を活用して実施するもので、事業内容につきましては、4か所の調査地点において海水を採取しまして、水素イオン濃度や化学的酸素要求量、浮遊物質、溶存酸素量、窒素、リン、濁度の7項目の水質調査1式に係る750万円でございます。2つの事業を合わせた8,750万円が県に委託する事業費分でございます。

次に、施行期間であります。施行期間につきましては、議決の日から令和6年3月31日ま

でを予定しております。

続きまして議案書22ページの資料2をお願いいたします。

資料2につきましては矢口漁港海岸の全体平面図でございます。令和4年度以前の施行部分を黄色、令和5年度の施行部分を赤色、令和6年度以降の施行部分を緑色で表示しております。

矢口漁港につきましては、国の交付金事業で施工するA区間と、町単独事業で施工するB区間に大きく分けて事業を実施しております。A区間の中の令和5年度分は、①の堤防工70m、②の堤防基礎工59mを予定しております。堤防工、堤防基礎工のどちらも施工する区間は、7.2mでございます。

続きまして、議案書23ページの資料3をお願いいたします。

資料3につきましては、先ほどの全体平面図と同様に、令和4年度までの施行部分を黄色、令和5年度の施行部分を赤色で表示しております。上の図は、国の交付金事業で施工するA区間にある令和5年度施行分①の堤防工70m施工区間の標準断面図でございます。下の図は、堤防基礎工と堤防工の施工区間の標準断面図でございます。

続きまして、議案書24ページの資料4をお願いいたします。

資料4につきましては、先ほどの全体平面図と同様に、令和4年度までの施行部分を黄色、令和5年度の施行部分を赤色、令和6年度以降の施行部分を緑色で表示しております。上の図は、国の交付金事業で施工するA区間にある令和5年度施行分②の堤防基礎工59mの施工区間の標準断面図でございます。下の図は、堤防基礎工と堤防工の施工区間の標準断面図でございます。

議案第28号についての説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

入江康仁議長

次に、議案第29号の説明を求めます。

上ノ坊財政課長。

上ノ坊健二財政課長

それでは、議案第29号 令和5年度 紀北町一般会計補正予算(第2号)の内容につきまして、ご説明をさせていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

令和5年度紀北町一般会計補正予算(第2号)

令和5年度紀北町の一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億216万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ110億1,040万6,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は「第2表 繰越明許費」による。

令和5年6月6日提出

紀北町長 尾上壽一

それでは4ページをご覧ください。

第2表は繰越明許費でございます。

消防費の汐ノ津呂排水機場整備事業4億1,360万円を令和6年度に繰越ししようとするものでございます。

続きまして、歳入歳出予算の内容につきましては、予算に関する説明書で歳入からご説明させていただきます。

7ページをご覧ください。

第14款・国庫支出金、第2項・国庫補助金、第2目・民生費補助金35万円の増額は、私立保育所保育対策事業の実施に伴う保育対策総合支援事業費補助金でございます。第3目・衛生費補助金742万円の増額は、地球温暖化対策事業の実施に伴う二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金でございます。

第18款・繰入金、第1項・基金繰入金、第1目・財政調整基金繰入金は9,439万4,000円を増額するもので、今回の補正の所要財源とするため財政調整基金より繰入れするものでございます。

なお、今回の補正によりまして、財政調整基金年度末現在高見込額は6億8,964万4,000円となります。

次に、歳出予算をご説明させていただきます。

8ページをご覧ください。

第3款・民生費、第1項・社会福祉費、第1目・社会福祉総務費は9,106万9,000円を増額するもので、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業9,063万4,000円は令和3年度及び令和

4年度の事業費確定に伴う返還金でございます。価格高騰緊急支援給付金事業43万5,000円は令和4年度の事業費確定に伴う返還金でございます。

9ページをご覧ください。

第3項・児童福祉費、第2目・保育所費は35万円を増額するもので、私立保育所保育対策事業は、前年度の3月補正予算に同額を計上させていただきました保育園の送迎バス等への安全装置設置の補助金でございますが、全国的に発注が殺到し、令和4年度に設置ができなかったため、再度、令和5年度事業として計上させていただくものでございます。

10ページをご覧ください。

第4款・衛生費、第1項・保健衛生費、第3目・環境衛生費は990万円を増額するもので、地球温暖化対策事業は地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくりに要する費用で、令和5年4月に国の補助金が採択されたことから新たに計上するものでございます。

11ページをご覧ください。

第9款・教育費、第6項・保健体育費、第3目・体育施設費は84万5,000円を増額するもので、海山グラウンド管理事業は海山グラウンド設置の浄化槽に亀裂が生じ、漏水していることから、急遽修繕が必要となり計上するものでございます。

以上で、議案第29号 令和5年度紀北町一般会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

入江康仁議長

以上で提案理由及び内容説明を終わります。

これから各議案に対する質疑に入りますが、質疑の回数は、会議規則第55条の規定により、議長が宣告した議題について3回以内となっております。

なお、委員会での審査は十分できますので、申合せ事項にもありますとおり、自分が所属する委員会に付託される案件についての質疑は委員会で行っていただきますよう、議事運営にご配慮をお願い申し上げます。

それでは、これから各議案に対する質疑を行います。

日程第5

入江康仁議長

日程第5 議案第25号 紀北町印鑑条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

日程第6

入江康仁議長

次に、日程第6 議案第26号 紀北町税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありますか。

11番 近澤チヅル議員。

11番 近澤チヅル議員

先ほど課長から令和6年度で国税という、税改正によるものという説明がありましたが、森林税につきましては今まで県から来ていたのかなという思いもありますし、どのように地方税法が改正されたのか、震災特例なんかも関係しているようですが、詳しい説明をお願いしたいのと、これ4ページです。

もう1点、14ページになると思います。14ページ下のほうで、新のところに(種別割の税率)第82条とあります。その下のほうに、下からすぐのところ、第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。とありますが、これは具体的にはどういうものなのかお尋ねします。

入江康仁議長

玉津裕一税務課長。

玉津裕一税務課長

近澤議員のご質問にお答えいたします。

まず、4ページの森林環境税のことをございますけれども、この森林環境税なんですけれども、平成31年4月1日に施行されております森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律がありまして、今回森林環境税ということをございますけれども、令和6年の1月1日施行ということで来年度から課税されますということで本条例改正にさせていただいております。

森林環境譲与税とか森林環境税という言葉なんですけれども、あまりちょっと耳にしない言葉かもしれませんけれども、ざっくりと平たく説明させていただきます。

まず森林環境譲与税ですけれども、森林環境税の収入額全額に相当する額が市町村や都道府県に向けて譲与されております。なお、令和5年度までの間、暫定的に交付税及び譲与税配当金特別会計における借入金によりまして対応しております。その特別会計を補完すべく来年度から課税しますよというそういった制度でございます。

2点目まいります。

2点目の第82条（種別割の税率）ということなんですけれども、この関係なんです、いわゆる3輪以上で特定小型原動機付自転車に該当する場合によりましては、令和6年、来年度課税分よりミニカー、今この括弧書きに書かれている部分なんですけれども、原動機付自転車にはア、イ、ウ、エとあるんですけれども、エの部分、年額が3,700円の部分にいわゆるミニカー税率という区分なんですけれども、そこから特定小型原動機付自転車に該当する場合は、いわゆる白ナンバーの原付ということでこの7月1日から施行させていただくという、これは法律の関係でそれに合わせて税条例も変えさせていただきたいということでございます。

いわゆる特定、ざっくりばらんに申し上げますと、特定小型原動機付自転車なんですけれども、世間言われるのはキックボード、電動機付きのキックボードを新たにこの条例改正に基づいて、そういうことを法改正するというございます。

以上でございます。

入江康仁議長

11番 近澤チヅル議員。

11番 近澤チヅル議員

詳しく説明をしていただいて、今まで国のほうが借入れをして自治体とかに交付していたものが、来年度から国税として徴収するということなんですけれども、1回目のときにも話しましたが、新税というと増税かなという思いもあるんですけれども、震災の特例が平成6

年から令和5年でちょうど10年で切れるんですね。これがなくなってこちらのほうに新しくなるのかなという思いもありますので、関連はあるようなないような。増税ではないのかな、そうではない、前に払っていた分をこちらに新しくするのかなという思いもありますので、詳しい説明をお願いしたいのと、森林環境税というのは今までも県から頂いておる、交付されておると思うんですけれども、どういう基準で課税されているのかお伺いします。

また、さっき新しいキックボードというんですか、そのようなお話が84ページの特定小型原動機付自転車、テレビなんかで、昔こう蹴っていたのが、電動で乗っているのを時々見ることがありますけれども、あの機種のことなのか、多分そうではないのかなと思いますが、この地方ではまだ見かけなくて。これ取るのですから道路上で走らせることができるんですよ。ここでは紀北町、尾鷲地域ぐらいで、テレビでは見るんですけれども、もう実際に路上で走らせるから取るのが決まったと思うんですけれども、この地方ではそういうことを利用されている方がまだ見えないのかなと思います。そのところ、どう判断していいのか、詳しい説明をお願いします。

入江康仁議長

玉津税務課長。

玉津裕一税務課長

申し訳ございませんでした。改めて詳しく説明させていただきます。

まず森林環境税でございますけれども、国民の皆様から納税していただくこととなります。森林環境税につきましては、国を通じて森林環境譲与税として全国全ての市町村と都道府県に配分されまして、森林経営管理制度をはじめとする森林整備やその促進のための取組に活用されますということでございます。

議員ご指摘の税額なんですけれども、5年度と6年度ということでちょっと説明させていただきます。いわゆる均等割の内訳なんですけれども、町民税の標準ということで3,000円、県民税の標準が1,000円ということに、5年度なんですけれどもなっております。議員お話にありました臨時特例措置、いわゆる震災特例につきましては平成26年度から令和5年度まで10年間、県民税500円、町民税500円で合計1,000円、それに加えまして三重県独自のみえ森と緑の県民税が1,000円、合計いたしますと6,000円となります。

来年度なんですけれども、先ほどお話しいただいております震災特例が今年度をもって終わりということになりまして、ちょうどバトンタッチというわけではないんですけれども、森林環境税が1,000円新たに加わりまして、合計で6,000円ということで変更はございません。

続きましてお話しさせていただきます。

いわゆる82条のキックボードでございますけれども、現在テレビとかでキックボードの放送を私も見るんですけれども、今の現在においては、まずこの7月1日から施行される分ではありません。今の原付扱いとなります。

今回、特定原付ということになりますと、まずちょっと要件がありまして、括弧書きで書かれています道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6はこれ何かと申し上げますと、イ、ロ、ハがありまして、イが原動機の定格出力が0.6kW以下、ロ、告示で定める方法により測定した場合において長さが1.9m以下、幅0.6m以下、さらに最高速度が時速20km以下であることが要件とされています。

これに加えて……、ちょっとお待ちください。申し上げます。運転免許ということになりますけれども、現在一般の原付では運転免許必要でございます。今回新設されます特定小型原動機付自転車は運転免許は不要です。ヘルメットは努力義務です。走行場所はいろいろ規定がありまして、速度制限、一般原付が30km、先ほどと重複しますけれども、特定原付が車道が時速20km以下、歩道が時速6km以下というのがありまして、年齢制限におきましては一般原付が免許に準ずる、特定原付は16歳以上。自賠責、ナンバープレートはいずれも必須でございます。

ただ、さらにちょっと申し上げますと、今のイ、ロ、ハの要件なんですけれども、これはあくまで私道を走る、公道ではそれがクリアできていませんので、公道を走るためには保安基準をクリアすることがあります。例えばということでちょっと例示させていただきますけれども、ヘッドライトとかクラクション、バッテリーの安全性とか走行の安定性、スピードリミッター、一定の速度で走るとか、そういったクリアを何件か要件ありますけれども、一つでも基準を満たさなければ公道を走ることはできませんよということになります。

以上でございます。

入江康仁議長

11番 近澤議員。

11番 近澤チヅル議員

今の車の件からいきます。免許証は要らないけれども自賠責は必要ということで。免許証は要らなくて16歳以上で私道を走る。公道も自転車を走る公道もありますけれども、そういうところも走れるのかちょっと理解、一回聞いてちょっと混乱してきたんですけれども。免許証は要らないということは、返上した人も高齢でも乗れる、足代わりになるというような

テレビ放送もありますけれども、危ないなという思いも両方あるんですけれども、公道を安全基準を満たせば走れるんですよ、そこのところもう一度最後にお伺いします。

そして、森林税のところでお伺いしたいのは、基準というのは何か前の県からの交付金
のときに、いろんな条件の中で人口割によって税率の基準が決まるってお聞きした覚えがある
んです。そこのところの紀北町のように森林が大部分を占めている自治体に、森に対する
公的な資金を入れていただくのは本当にありがたいことだと思うんですけれども、東京のよ
うに人口が多くて森はあんまりないところにもたくさんいくのかな、不平等みたいなところ
もあるのではないかなという思いもありますので、その基準というんですか、面積とか人口
もあったと思うんですね、3つぐらいあったような、ちょっと記憶確かでないんですけれど
も。以前、名前がちょっと違うけれども、同じような県からの今まで実際に頂いているとこ
ろの説明の中でそういう部分があったような記憶ですので、確かなところをお願いしたいと
思います。

私、先ほど震災特例、平成6年からと言いましたけれども、26年から10年間の間違いでし
たので、訂正させていただきます。

以上、詳しくまたお願いします。

入江康仁議長

玉津税務課長。

玉津裕一税務課長

改めて説明申し上げます。

私、先ほど性能等確認済みということで、いわゆる性能等確認実施機関というのがありま
して、その基準をクリアしなければ公道は走れないということで説明をさせていただきました。
ちょっと詳しく説明をさせていただきます。ヘッドライトとかクラクション、バッテリー
の安全性、最高速度表示灯、ブレーキ、ウインカー、テールランプ、ブレーキランプ、リ
フレクター、その他ということで走行安定性、スピードリミッターということで、そういっ
た条件が満たさなければ公道は走れないというように、いわゆる罰則規定もございますので、
時速、一般原付でしたら30kmです。特定原付だったら20kmということで、20kmって結構速い
ですからね、やはり公道を走るときと、例えば何も走らないときとかいろいろあるかと思う
んですけれども、公道を走るときはヘルメットも義務ではないですけれども、努力義務とい
うことでかぶっていただくということです。

なお、課税ということになりますと、来年度課税ということになりますので、その点改め

て申し上げます。

もう1点、森林環境税の仕組みということで、私の手持ちの資料、林野庁のチラシありまして、その中にこの森林環境譲与税のことも書いてありますけれども、私有林人工林面積が5割、林業就業者数2割、人口3割により案分ということ、ちょっとざくっとした説明で申し訳ありません。

以上でございます。

入江康仁議長

ほかに質疑される方ありませんか。

10番 瀧本議員。

10番 瀧本攻議員

12ページの軽自動車税ですか、100分の10から100分の35、具体的にどういうふうに金額がかかるのかお示しを。15ページの4ですか、100分の10が100分の35になるんだね。新しいのがね。金額がどういうふうになるのか。

入江康仁議長

玉津税務課長。

玉津裕一税務課長

ご説明申し上げます。

この条例改正なんですけれども、法律改正に合わせて改正ということでございまして、内容につきましては、不正を行った自動車メーカーを納税義務者とみなして納税不足額を徴収する際に加算する割合を変更するというようになっておりまして、この分につきましては令和6年1月1日から施行となっております。

以上でございます。

入江康仁議長

10番 瀧本議員。

10番 瀧本攻議員

これはそのメーカーにかける税率なんですか。それとも車を所有している人が払う税率なんですか。今の課長の話だったら、メーカーが払うような感じの答弁でしたね。メーカーが払うんやったらメーカーに対して、購入者はその分をしてメーカーに払うわね。私が聞いているのは、今の軽自動車税が100分の10になるのが100分の35になるということで、今の現在の軽自動車税は幾らなのかと。この法律によって幾らになってくるのかということをお

るんです。

入江康仁議長

玉津税務課長。

玉津裕一税務課長

環境性能割ということです。県のほうでお願いしてしまして10%とかそういったのがあると思います。うちがいわゆる環境性能割ではなくて取得割ということに……、ちょっと待ってくださいね、ちょっと時間ください、すみません。

入江康仁議長

ちょっと暫時休憩しますか。

それでは暫時休憩いたします。

(午前 10時 34分)

入江康仁議長

それでは、時間が来ましたので、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 10時 50分)

入江康仁議長

答弁からです。

玉津税務課長。

玉津裕一税務課長

先ほどは申し訳ございませんでした。改めまして答弁を申し上げます。

15ページをお願いいたします。

まず、附則第15条の2の第4項ですが、この分に関しましては環境性能割ということでございます。県のほうで当面の間、賦課、課税しておりまして、車体価格により課税されるということでお聞きしております。

金額をということでございますので、16条の2第3項の種別割についてご説明させていただきます。100分の10、100分の35でございますけれども、今、軽自動車の乗用の4輪が1万800円ということございまして、100分の10ということになりますと0.1ということ1,080

円、100分の35となりますと0.35で3,780円ということになります。

以上でございます。

入江康仁議長

10番 瀧本議員。

10番 瀧本攻議員

答弁がちょっとおかしいんだな。いわゆる100分の10で幾らなのか、100分の35で幾らなのかと。今、1万800円とおっしゃったでしょう、100分の10で。それで100分の35で3,780円。だからこれ軽自動車税が増えるんでしょう。その森林税使うかどうかはそれは別として。CO₂出すからそういうことじゃないんですか。だから、これは軽自動車税が増えるから、この前も2、3年前に倍近く上がって、軽自動車乗っている方たくさん多いですわ。それが非常にこんなに税金上がってとって町民の方おっしゃっていました。そういうことで質問をさせていただいておるんです。

入江康仁議長

玉津税務課長。

玉津裕一税務課長

お答えいたします。

私、先ほど例示ということで4輪の乗用車を1万800円ということで申し上げさせていただきました。今回の条例改正ということで100分の10、100分の35ということでございまして、100分の10の割合を乗じた計算ということが書いてありまして、その部分、1万800円の100分の10ということで1,080円で、新のほうの100分の35ということで3,780円ということで計算しますよということでございます。

以上でございます。

入江康仁議長

もう1回だけ。

10番 瀧本議員。

10番 瀧本攻議員

その1万800円は今頂いておるわけでしょう。3,780円というのはこれに100分の35でこれを掛ける車のいろいろあるけれども、生産段階で恐らく掛けると思うんやけれども、全然答弁が理解しにくいんです。だから軽自動車をお持ちの方がどれだけの負担が増えるのかということのご答弁を求めたいと思います。

入江康仁議長

玉津課長、要は1万800円に対して35%になったら、3,780円ということやろう。それだけ高くなるということではないですか、答弁は。

玉津税務課長。

玉津裕一税務課長

すみません、お答えいたします。

先ほどの1万800円ということで1,080円、3,780円ということでお話しさせていただきました。これは不正を行った自動車メーカーをとということでそういった加算をする割合ということでお話しさせていただきました。

以上です。

入江康仁議長

今の現行を見て35%上がったらプラスアルファして幾らになりますというような答弁やったらよかったですよね。

入江康仁議長

玉津税務課長。

玉津裕一税務課長

誠に申し訳ございません。

今、1万800円が100分の10でしたら1,080円加算されまして1万1,880円で、100分の35が加算されますと1万4,580円になります。

以上です。

入江康仁議長

ほかにありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

それでは、以上で質疑を終わります。

入江康仁議長

次に、日程第7 議案第27号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

日程第8

入江康仁議長

次に、日程第8 議案第28号 矢口漁港海岸保全施設整備事業の委託事業契約の締結についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

8番 樋口議員。

8番 樋口泰生議員

1点だけお聞きしたいんです。資料3、資料4の堤防高のところでございます。波返工というんですかね、その+7.003mと書いてありますけれども、ほかのサイズがきれいな500mmであったり2,500mmに対して、これが7.003mといわゆる3mmですね。この精度に関してちょっとお聞きしたくて質問をします。

以上です。

入江康仁議長

高芝農林水産課長。

高芝健司農林水産課長

お答えいたします。

確かに図面ではmmとかmになっているんですけども、この+7.003というのは高さを

表したものですので、ちょっと単位がそろっていないんですけれどもm表示をして、このmmのところは数字的にも少ないものですからm表示じゃないようにしております。ちょっと答弁になっているかどうか分かりませんが、以上になります。

入江康仁議長

8番 樋口議員。

8番 樋口泰生議員

今のはちょっと合っていないとか、答弁がです。

ですから、例えばですけれども実際にこれが建設されましたと、レベルとかそういうので測ったときに、この3mm、7mはいわゆるアバウトな寸法とは言いませんけれども、設計図面上普通はきれいな数字があって、あえてなぜ003、いわゆるmmまでこの精度を高めて、であれば、最後検査するときに7mではなくて7m3mmなんだなというその精度である必要性を私はお聞きしているんです。再度お願いします。

入江康仁議長

高芝農林水産課長。

高芝健司農林水産課長

申し上げます。

表示なんですけれども、海拔表示とか、高さは標高とか工事基準面からの高さを採用しております、標高につきましては細かい数字までと一般的には表示されておりますので、細かいところの3mmとかまで表示させていただいております。申し訳ございません。

入江康仁議長

8番 樋口議員。

8番 樋口泰生議員

私の質問の意図は、総務委員会のほうで精査いただいて明快な答弁いただきたいと。私自身も聞くための質問のための、質疑のための聞き方がちょっと今のところ見当たりませんので、委員会のほうにお任せしたいと。

以上でございます。ありがとうございました。

入江康仁議長

ほかに質疑される方ありませんか。

11番 近澤議員。

11番 近澤チヅル議員

2点お伺いします。

まず21ページです。令和5年の事業費概要のところ、町単で合併特例債を使って水質検査4か所、7項目に当たって行うという説明があったんですけども、多分工事による水がきれいなのかどうか、ノリ業者さんの関係のための調査ではないかなと思いますが、もう少し詳しく、いつ頃するのか、何のために4か所するのか。7項目をお聞きしたところでは大体想像はつくのですが、具体的に説明をお願いしたいと思います。

そして、もう1点です。資料2のところ、全体の進捗状況の色で塗ってよく分かるように3色塗っていただいているんですけども、事業者の皆さんに考慮しながらの工事で、工事は1年間12か月ありますけれども、6、7、8、3か月ぐらいしかできないというお話も伺っております。そうしまして、4年度の方です。4年度の方と言われなくてもこの黄色い部分の進捗状況をお願いしたいと思います。でき上がっていない、黄色い部分のできている部分もあるけれども、まだ令和4年の部分は多分6月でも工事が始まるのかなという思いですが、多分まだ残って、繰越明許費、一般会計の一番最後にあるのでも大部分の金額が繰越明許費に上がっておりますので進捗状況をお伺いいたします。

入江康仁議長

高芝農林水産課長。

高芝健司農林水産課長

お答えします。

まず水質調査なんですけれども、こちらは現在工事を施工しております矢口漁港の工事箇所近くでまず3か所、そして少し離れた生熊地区という海域におきまして1か所、合計4か所の海水を採取しまして、7項目について水質調査を実施します。この調査が実施するきっかけとなったのが、アオサノリ組合の業者様より、やはり漁場の近くで工事もしますし、コンクリートも使うということで少し心配する声が上がりましたので、そういうご要望にお答えする形で調査を開始しております。

次に、令和4年度の工事の進捗なんですけれども、現在、工事は令和5年度に繰越しをして実施しております。町単部分では堤防工60m、それから交付金事業のところでも堤防工や陸閘などをしておりますが、令和4年度の完成の進捗はまだ完成はしていません。現在施工中で、工期については8月末までの工事を施工しております。

以上になります。

入江康仁議長

11番 近澤議員。

11番 近澤チヅル議員

アオサノリの方から要望があって、工事の近く3か所、そして生熊で工事関係ないところ1か所ということですが、これは開始しているというお話でしたけれども、具体的にいつ頃から始まって、そのときは予算がついていたのか、なかったのか、そこら辺も含めてこれからの計画、詳しく説明をお願いしたいと思います。

そして、4年度の工期で完成はしておりません、8月いっぱいまでですということですが、4年度分、完全に予算の分が完了、8月までにできる予想なのかできない予想なのか。工期が短いので難しいし台風シーズンでもありますので、どこら辺までをできるかなと期待しておられるのかどうか。住民の皆さんも早い完成を望んでいると思いますので、詳しく説明をお願いします。

入江康仁議長

高芝農林水産課長。

高芝健司農林水産課長

お答えします。

まず令和4年度の工事につきましては、1月ぐらいに契約をしておりますが、実際にはノリの収穫などもございましてゴールデンウィーク明けぐらいまで実際工事がなかなか進めないような状態です。そういったこともありまして、5月の中旬から8月いっぱいまでの限られた工期の中で現在施工しておりますが、その工事内容については全力を尽くして今施工しているような状況でございます。

すみません、それで令和5年度の工事につきましては、まだ県は発注もしておりませんし、今後県において工事が入札されて契約されるということですが、それはまず今年度内に終わる努力をしまして進められると思いますが、場合によっては令和6年度に繰越しをして工事を施工する必要もあるのではないかなとは考えております。

以上です。

入江康仁議長

11番 近澤議員。

11番 近澤チヅル議員

4か所のことにつきましては、これからどのような計画をされているかということもお聞きしたんですけれども、その部分の答弁がなかったかなと思います。

そして、工期につきましても令和5年度の分を5年度中には私難しいのではないかなと思
いまして、今年の8月末までに4年度の分が終了できるかなとお聞きしました。そのとこ
ろの答弁が明確ではなかったように思いますので、再度お願いしたいと思います。

入江康仁議長

高芝農林水産課長。

高芝健司農林水産課長

まず令和4年度の工事につきましては、現在8月いっぱいまでの工期で完了する努力をし
ております。そういう工期になっておりますので進めております。

また水質調査につきましては4か所で海水を採取するというものなんですけれども、調査
回数につきましては月2回、4か所で合計96回の水質調査を実施したいと考えておりまし
て、入札につきましては来年の1月ぐらいにすることを県から聞いておりまして、そう
なると調査回数の月2回の96回をすることで繰越しになるかと今のところ考えてお
ります。

以上です。

入江康仁議長

ほかにございませつか。

10番 瀧本議員。

10番 瀧本攻議員

この23ページの鋼矢板を9.5mから12m打ち込むというその打ち込む長さは分かつとる
んですけれども、要するに厚みです。鋼矢板の厚み、幅、材質、この3点についてお答
えお願いいたします。

入江康仁議長

高芝農林水産課長。

高芝健司農林水産課長

すみません、詳細な資料を今持っておりませんが、厚みにつきましては1cmちょっとぐ
らかなとは記憶しておりますが、幅についてはちょっと資料がありませんので、厚みも含
まして正確な数字を今言えない状態です。申し訳ございません。

材質につきましては鋼材ですので鉄です。

入江康仁議長

ほかにございませつか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

日程第9

入江康仁議長

次に、日程第9 議案第29号 令和5年度紀北町一般会計補正予算(第2号)を議題といたします。

なお、質疑は一括で行います。質疑される方は、必ずページ数を述べてから質疑するようお願いを申し上げます。

それでは、質疑される方はありませんか。

14番 平野議員。

14番 平野隆久議員

2点、お伺いします。

まず1点目なんですけれども、10ページの環境衛生費のところ地球温暖化対策事業ということで990万円、これが国庫支出金として742万円、二酸化炭素排出抑制対策ということで出て、一般財源248万円出るんですけれども、これ先ほどの説明では計画づくりという、財政課長からの説明あったと思うんですけれども、これは計画書をつくる作成費用ということなんです。具体的にどういうふうな二酸化炭素を軽減抑制していくのかについて、基本的に計画書つくった、それで終わりましたでは意味がないので、どの程度具体的に進めようとしているのか、内容についての説明を求めると、あともう1点。

11ページの体育施設費の中の海山グラウンド管理事業ということで、説明では浄化槽に亀裂が入って浄化槽を修繕するという説明だったと思うんですが、これトイレの浄化槽ということで、グラウンドにある浄化槽ということだと理解するんですけれども、これ前トイレに関しては母屋、何年か前、何か一遍直したと思うんですけれども、そのときに浄化槽は変えていなかったのか。今回亀裂が入ったということで浄化槽はどれぐらいいたっているのかということをお答えを求めます。

この2点についての答弁を求めます。

入江康仁議長

垣内環境管理課長。

垣内洋人環境管理課長

それでは地球温暖化対策事業の関係でお答えさせていただきます。

今回の事業につきましては、2050年のカーボンニュートラル宣言の実現に向けまして、今回の事業で行う予定をしておりますのは、様々な統計指標とか、あと自然条件、そういったものの情報収集を行った現状分析を行って、現在の排出量を算定したいと考えております。その算定結果におきまして将来推計を行って、将来推計によってどれぐらいの二酸化炭素の削減ができるかという分析をアンケートとともに行いまして、最終的にはどういった再生可能エネルギーを導入すべきかという、あくまで今回の調査は指標づくりという形になっておりまして、削減計画につきましてはこの指標を基に地球温暖化対策実施計画というのを今後作成していく予定であります。

以上です。

入江康仁議長

直江生涯学習課長。

直江憲樹生涯学習課長

海山グラウンドのトイレの浄化槽になるんですけれども、平成25年に新しく新設、トイレの増設工事の際に新設しております。

以上です。

入江康仁議長

平野議員。

14番 平野隆久議員

それでは、まず第1点目なんですけれども、今課長の説明ではあくまで情報収集して、今後どういうふうにするかという指針をつくる費用としてこの費用はされていると。その後、その計画書に基づいてどういうふうに対策をしていくかという次の段階というふうに理解したんですけれども、今回情報収集するために結構な金額かけて、今度はそれを実際どういうふうに抑制していくかということに対して、また、予算は国からまた補助金として支出されてくるのか、今の予定では。どこまでどういうふうに具体的にしていくかというのが重要になってきますもので、結構、今でも計画書をつくりました、それで終わりましたということ

もあり得ますもので、やはりそこら辺の最後の完結まで含めてこういう計画を立てていくべきだと思いますので、予算のことありますので再度その点について、今度の先々の計画性はどういうふうになっているのかということ再度答弁求めるのと。

あと、海山グラウンドのトイレ、これ平成25年ということでトイレ改修したときに浄化槽も直しましたということで、平成25年から何年たつとんやろう。

(「10年」と呼ぶ者あり)

14番 平野隆久議員

10年、浄化槽10年で今回亀裂が入ったということなんですけれども、ほかの施設の浄化槽なんかで見ても10年で亀裂が入るのか、自然になるものなのか、何らか要因があって10年で亀裂ができたものなのか、その点について説明を再度求めます。

以上です。

入江康仁議長

垣内環境管理課長。

垣内洋人環境管理課長

それではお答えさせていただきます。

今後の地球温暖化対策実施計画につきましては、まず補助金の面では現在のところ国・県等からの補助予定というものはございません。策定計画につきましては、この事業が令和5年1月末を目指してが完成予定で本事業はおるんですけれども、本事業が終わってから2年以内に地球温暖化対策の実施計画、区域施策編というものなんですけれども、それを策定しなければいけないという形になっておりまして、その策定の際には庁舎内とかだけではなく民間とかからも委員集まっていただいて、実現可能なしっかりした計画をつくっていきたいと考えておりますので、ご協力よろしく申し上げます。

以上です。

入江康仁議長

直江生涯学習課長。

直江憲樹生涯学習課長

浄化槽の亀裂の原因についてでございますが、業者のほうから詳しい状況はちょっと聞いてはおりません。

あと、県のほうの水質保全協会の検査等でも水位の低下等も報告されておりまして、銚子川の利用等の7月以降そういうこともありましたので、今回緊急に提出させていただきました

た。また、原因については業者等にも確認してまた報告させていただきたいと思います。

以上です。

入江康仁議長

14番 平野議員。

14番 平野隆久議員

まず1点目の、計画書つくりました、2年以内には実施しなくちゃいけないんですよという答弁でしたけれども、2年以内に実施するときにも結構な予算も、委員も集めてそれでどうするかによって結構な予算もかかるとも思いますもので、国とか県にもいろいろな補助金が出るようお願いするとともに、そういうあれもいろいろ探して最後まで実施できるように検討お願いしたいと思います。

それについての答弁と、あと海山グラウンドのトイレ、本来この予算上げてくる前にやっぱり原因はこういうことでしたということ、予算上げる前に業者に聞いて、原因は分かりませんでしたのものでということではなくて、やっぱり10年たって自然にあれなんか、それとも何らかの要因でなったんかということ、きちっと確認した上で、今回どうしても予算が要るものということで予算を上げるべきで、何でも原因分かんないのやけれども予算かかるもんでということではなくて、やっぱりこういう質疑したらきちっと原因はこうでしたということは答弁すべきだと思いますので、この点については今分からないということですので、常任委員会までに、明後日ですけれども、分かれば教民のときに答弁をしたってあげてください。

最後に答弁求めて終わります。

入江康仁議長

垣内環境管理課長。

垣内洋人環境管理課長

それではお答えさせていただきます。

有利な補助金とか財源の関係なんですけれども、国・県等も十分協議して要望もして、できる限り有利な財源を求められるように努力していきたいと思っておりますので、よろしく願いします。

以上です。

入江康仁議長

直江生涯学習課長。

直江憲樹生涯学習課長

原因について不明ということでお答えさせていただきましたが、海山グラウンド自体が銚子川の近くにもございますので、水の流れ等の影響もあるのではないかと思うんですけれども、委員会までに業者のほうにその点も確認して、また委員会のほうで報告させていただきたいと思います。

入江康仁議長

ほかに質疑される方。

7番 奥村議員。

7番 奥村仁議員

11ページ、今、平野議員も聞かれたんですけれども、体育施設費のグラウンド管理事業、今課長が答弁されたように、理由は分からんけれど破損しとるということで答えられとったんやけれども、これ10年前にグラウンド整備とともにしました。トイレも整備したんですけれども、そのときはあのグラウンドでいろんな体育行事が行われたときの人数に対応するようというところで、ある一定の人数を調査して何人槽という浄化槽を設定したと思うんですけれども、その後、今さっき川のことが出てきたので、銚子川のあのエリアに来る方も右岸の堤防を越えてこのトイレを使えるようにという形でやりました。

ただ、期間に対しては夏のときだけしか使わないというところもあると思うんですけれども、実際にこのトイレをずっと両方に使っていくとなったら、今回同じ形で整備するのか、それも含めてある程度の容量考えれば、この80万5,000円なので修繕だけなんやと思うんですけれども、修繕にしてはもっと大きいものに容量上げるとかという考えがあってやるのか、そこを答弁お願いします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員、この問題、以前一般質問いただいてお答えさせていただいたと思うんですけれども、今、浄化槽そのものを換えるということではなしに、今亀裂の入っている部分を埋めるという形でさせていただきたいと思います。

それと、夏場の2か月の部分は業者にも点検していただいて、状況が悪いようであればくみ取りをしていただくとか、そういった対応でソフトで対応させていただきたいとその当時もお答えさせていただいたので、そのような形でさせていただきたいとそうように思います。

入江康仁議長

7番 奥村議員。

7番 奥村仁議員

今町長答えられたところで、容量自体は変えずに今回の場合は破損部分だけ直すということなんで理解させていただきます。

なので、今後もいろいろ考えた中で整備、ここを整備するのかほかのところ整備するのかというのもあると思うんですけども、それも含めて考えていっていただきたいと思います。

以上です。

入江康仁議長

答弁いいですか。

7番 奥村仁議員

はい。

入江康仁議長

ほかに質疑のある方おりますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

日程第10

入江康仁議長

次に報告案件に入ります。

日程第10 報告第1号 令和4年度紀北町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、1件の報告案件につきましてご説明をさせていただきます。

報告第1号 令和4年度紀北町一般会計繰越明許費繰越計算書についてであります。令和4年度紀北町一般会計補正予算（第7号）及び（第9号）でお認めいただきました繰越明許費につきまして、総額2億399万1,568万円を令和5年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会に報告するものであります。

以上、1件の報告につきまして提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課に説明をいたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

入江康仁議長

ちょっと間違えた。

尾上壽一町長

議長、訂正をお願いします。

入江康仁議長

はい、お願いいたします。

尾上壽一町長

先ほど総額の数字につきまして間違いがございましたので訂正をさせていただきます。

総額2億399万1,568円でございます。

申し訳ございません。

入江康仁議長

続いて、内容説明を求めます。

上ノ坊財政課長。

上ノ坊健二財政課長

それでは報告第1号をご説明させていただきます。

議案書の25ページをご覧ください。

報告第1号 令和4年度紀北町一般会計繰越明許費繰越計算書について

令和4年度紀北町一般会計補正予算（第7号）第2条及び令和4年度紀北町一般会計補正予算（第9号）第2条の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

令和5年6月6日提出

紀北町長 尾上壽一

26ページをご覧ください。

内容につきましては、令和4年度紀北町一般会計繰越明許費繰越計算書によりご説明させ

ていただきます。

この繰越明許費につきましては、令和4年12月議会定例会の一般会計補正予算（第7号）、本年3月議会定例会の一般会計補正予算（第9号）におきまして、繰越しをお認めいただいたものでございますが、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、令和5年度に繰り越した歳出予算の経費について繰越計算書を調製しましたので、報告するものでございます。

繰越計算書の款、項、事業名、1列飛ばしまして、翌年度繰越額の欄をご覧ください。

繰越明許費により令和5年度に繰り越した事業は、第2款・総務費、第1項・総務管理費では公用車管理事業239万2,318円でございます。

第4款・衛生費、第1項・保健衛生費では新型コロナウイルス感染症対策事業108万円でございます。

第5款・農林水産業費、第1項・農業費では中山間地域総合整備事業75万円、農地防災事業4,929万9,300円、第2項・林業費では林道改良事業967万1,000円、第3項・水産業費では海岸保全施設整備事業1億1,536万円でございます。

第7款・土木費、第3項・河川費では急傾斜地崩壊対策事業325万円、第4項・港湾費では港湾施設整備事業負担金97万7,850円、第5項・都市計画費では県営公園整備促進事業2,121万1,100円でございます。

以上9事業を合計いたしますと、令和5年度への繰越額は2億399万1,568円となります。その財源につきましては、未収入特定財源としまして国県支出金で3,298万1,000円、地方債で1億3,790万円、一般財源は3,311万568円でございます。

以上で報告第1号 令和4年度紀北町一般会計繰越明許費繰越計算書についての説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

入江康仁議長

以上で提案理由並びに内容説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑をされる方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終了し、本件については聞きおくことといたします。

入江康仁議長

ここで、委員会付託表配付のため、この場で暫時休憩といたします。

(午前 11時 27分)

入江康仁議長

配付漏れはありませんか。

ないようですので、それでは会議を再開いたします。

(午前 11時 28分)

委員会付託

入江康仁議長

お諮りします。

本日議題となっております案件については、会議規則第39条第1項の規定により、別紙委員会付託表のとおり所管の常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

異議なしと認めます。

したがって、各議案については、別紙委員会付託表のとおり所管の委員会に付託することに決定いたしました。

なお、付託案件の審査については、6月7日水曜日は総務産業常任委員会、6月8日木曜日は教育民生常任委員会、いずれも午前9時30分からの開催となります。

なお、委員会の運営に当たっては、各常任委員長において取り計らってくださいますようよろしく願いいたします。

また、6月14日水曜日の本会議終了後に議員管外研修視察についての全員協議会を開催いたしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

入江康仁議長

以上で、本日の日程は全て終了しました。

それでは、本日はこれで散会いたします。

どうもご苦労さんでございました。

(午前 11時 30分)

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

令和 5年 9月 15日

紀北町議会議長 入江康仁

紀北町議会議員 家崎仁行

紀北町議会議員 平野隆久